

平成 21 年 2 月 16 日

各 位

上場会社名	シナジーマーケティング株式会社
代表者	代表取締役社長 谷井 等
(コード番号	3859)
問合せ先責任者	経営企画室長 加藤 卓
(TEL	06-4797-2300)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 2 月 16 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 21 年 3 月 26 日開催予定の第 4 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1)「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。)の施行に伴い、現行定款に以下のとおり、変更を行うものであります。

- ①決済合理化法付則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成 21 年 1 月 5 日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第 8 条(株券の発行)を削除し、併せて株券に関する文言の削除を行うものであります。
- ②株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成し、備え置くこととされているため、付則に所要の規定を設けるものであります。

(2)現行定款第 9 条について、当社は、会社法第 2 条第 1 項 5 号に定める公開会社であることから、削除するものであります。

(3)社外取締役に期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条の責任限定契約に関する規定にもとづき、現行定款 27 条に所要の変更を行うものであります。

(4)監査役体制の一層の強化・充実を図るため、当社の新たな機関として監査役会を置くこととし、現行定款第 4 条(機関)に監査役会を追加し、併せて現行定款第 5 章「監査役」に所要の変更を行うものであります。

(5)当社では従来より法定要件を満たし決議してきましたが、取締役会および監査役会の決議要件をより明確にするため、定款に第22条と第32条の新設を行うものであります。

(6)監査体制の強化を図るため、会社の機関として、会計監査人を置くこととし、現行定款第4条(機関)に「会計監査人」を追加し、併せて定款に「第6章 会計監査人」を新設するものであります。これに伴い、会計監査人に関する規定を新設するものであります。

(7)上記変更に伴い、必要な章および条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年3月26日

定款変更の効力発生日 平成21年3月26日

別紙

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役</p> <p>(株券の発行) 第8条 当社は株式に係る株券を発行する。</p> <p>(株式の割当てを受ける権利等の決定) 第9条 当社は、<u>当社の株式(自己株式の処分による株式を含む。)</u>および新株予約権を引き受ける者の募集をする場合において、<u>その募集事項、株主に当該株式または新株予約権の割当てを受ける権利をあたえる旨およびその引受けの申込みの期日の決定は取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 3. <u>当社の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>第11条～第23条(条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(機関) 第4条 (現行どおり) 1. (現行どおり) 2. (現行どおり) <u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(株主名簿管理人) 第8条 (現行どおり) 2. (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第9条～第21条(現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="316 414 667 443">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="228 479 304 508">(新設)</p> <p data-bbox="197 651 560 680">第 24 条～第 26 条 (条文省略)</p> <p data-bbox="197 719 437 748">(取締役の責任免除)</p> <p data-bbox="197 757 775 925">第 27 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p data-bbox="405 1137 576 1167">第5章 監査役</p> <p data-bbox="197 1205 560 1234">第 28 条～第 30 条 (条文省略)</p> <p data-bbox="228 1272 304 1301">(新設)</p> <p data-bbox="228 1415 304 1444">(新設)</p> <p data-bbox="228 1659 304 1688">(新設)</p>	<p data-bbox="927 414 1278 443">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="810 479 1070 508">(取締役会の決議方法)</p> <p data-bbox="810 517 1390 613">第 22 条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p data-bbox="810 651 1190 680">第 23 条～第 25 条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="810 719 1050 748">(取締役の責任免除)</p> <p data-bbox="810 757 1070 786">第 26 条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="839 931 1394 1099">2. <u>当社は、会社法第427 条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の限度額とする。</u></p> <p data-bbox="927 1137 1278 1167">第5章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="810 1205 1190 1234">第 27 条～第 29 条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="810 1272 970 1301">(常勤監査役)</p> <p data-bbox="810 1310 1382 1375">第 30 条 <u>監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選任する。</u></p> <p data-bbox="810 1415 1075 1444">(監査役会の招集通知)</p> <p data-bbox="810 1453 1390 1550">第 31 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮できる。</u></p> <p data-bbox="839 1559 1385 1624">2. <u>監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p> <p data-bbox="810 1659 1070 1688">(監査役会の決議方法)</p> <p data-bbox="810 1697 1394 1762">第 32 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>(監査役会の議事録)</u> <u>第 33 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印し、または電子署名する。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査役会規程)</u> <u>第 34 条 監査役に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>
第 31 条～第 32 条 (条文省略)	<p>第 35 条～第 36 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>第6章 会計監査人</u></p>
(新設)	<p><u>(会計監査人の選任)</u> <u>第 37 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>
(新設)	<p><u>(会計監査人の任期)</u> <u>第 38 条 会計監査人の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結時までとする。</u> <u>2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
(新設)	<p><u>(報酬等)</u> <u>第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第 33 条～第 36 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第 40 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第 41 条～第 44 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付則</p> <p>第 1 条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせない。</u></p> <p>第 2 条 <u>当社の株主喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第 3 条 <u>本付則第 1 条乃至本条は、平成 22 年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</u></p>

以 上